

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

長野国民年金 事案 808 (事案 746 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 54 年 3 月まで
③ 平成 4 年 4 月

申立期間①及び②については、当時はA市にて夫と生計を共にしており、夫が夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行ってくれたはずであるため、夫が免除となっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

また、申立期間③については、夫の死亡後ではあるが、引き続き免除申請を行ったはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の当初の申立期間である昭和 42 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間については、既に当委員会の決定に基づき、22 年 9 月 28 日付けで、当該期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から厚生労働大臣へのあっせんが行われている。

また、昭和 42 年 4 月から 54 年 3 月までの期間については、i) 申立人は、「A市に居住しており、夫が同市役所に行って国民年金保険料の免除申請を行っていた。」と主張しているが、改製原戸籍の附票により、申立人が同市に住所を定めた日を 39 年 3 月 31 日とする処理が、52 年 1 月 6 日に行われていることが確認できることから、同日よりも前に同市において保険料の免除申請が行われたとは考え難いこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出(管理)簿及び職権適用者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 8 月 31 日にA市に払い出され、職権適用されていることが確認できる一方、別の国民年金手帳記号番号払出(管理)簿により、申立

人には別の国民年金手帳記号番号が、A市に来る前に居住していたとするB市において払い出されていることが確認できるが、B市居住当時の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、42年12月から平成4年4月に至るまで不在被保険者とされていたことが確認できることから、当該別番号によりB市において保険料の免除申請が行われたことも考え難いこと、iii) 申立人が当該期間について保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

2 申立期間①については、新規申立てであるが、特殊台帳（マイクロフィルム）により、同期間に続く昭和40年4月から42年3月までの期間について、B市で免除申請が行われたことが確認できるところ、申立人には当該手続を行った記憶はないことから、その夫（当時は内縁）が行ったことが考えられるとともに、申立人は39年*月にA市で二男を出産していることや、申立人の夫は同年4月に先妻と正式に離婚していることなどから、申立期間①の同年4月以降についても、申立人の免除申請の手続をその夫が行ったと考えることに不自然さはない。

また、申立期間①は1年と短期間である上、申立人の夫の同期間については、申請免除とされている。

3 申立期間②については、再申立てであり、申立人の二男は、「私はA市の小学校に通学しており、母（申立人）がA市の住民であったことは間違いない。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

4 申立期間③については、新規申立てであるが、申立人は、「夫の死亡後ではあるが、引き続き免除申請を行ったはずである。」とするのみで、具体的な記憶は無い。

また、申立人が申立期間③について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

長野厚生年金 事案 930

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月から17年3月まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社から支給された給与と相違している。
給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する34万円と記録されていたところ、平成16年11月17日付けで、同年10月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（17年4月1日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚8名全員についても、申立人と同様に、平成16年11月17日付けで、同年10月1日まで遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間における給与支給額は、いずれの月も34万1,500円であり、申立人の報酬月額が、実際に当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額に引き下げられた事情は見当たらない。

また、申立期間当時、社会保険事務を担当していた元取締役は、「申立期間当時は厚生年金保険料等の滞納があった時期であり、社会保険事務所の職員から、従業員の標準報酬月額を引き下げよう提案された。」と証言しているところ、滞納処分票によると、当該標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた当時、

当該事業所には厚生年金保険料等の滞納があり、事業主と社会保険事務所との間で、保険料の納付方法についての協議が頻繁に行われていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年11月17日付けで行われた標準報酬月額の見直し訂正処理は事実に即したものと考えることは難しく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

長野厚生年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで
昭和50年3月1日付けでA社（現在は、B社）からC社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書、元同僚から提出された給与明細書、雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人がA社及びグループ会社であるC社に継続して勤務し（昭和50年3月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年1月の社会保険事務所（当時）の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 13 日から 41 年 3 月 27 日まで
② 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

申立期間については、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている3回の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は昭和 44 年 12 月 22 日に支給決定されているところ、申立人がその直前の同年 11 月 13 日から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間②当時、A社において社会保険事務を担当していた元同僚は、「申立人に係る脱退手当金の請求をした記憶は無い。そもそも脱退手当金という制度を知らなかった。」と証言していることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月11日に、資格喪失日に係る記録を同年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月11日から同年9月2日まで

期間を空けずにB社からグループ会社であるA社(現在は、C社)に出向したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和40年4月5日にB社からA社に出向、41年7月11日に在籍出向から転籍出向へ変更、同年9月2日に同社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主(A社の後継会社であるC社)は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年8月まで
申立期間の国民年金保険料については、当時のアルバイト先の給与から控除されていたにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、当時のアルバイト先の給与から控除されていた。」と主張しているが、事業主が給与から国民年金保険料を控除することは通常考えにくい上、当該アルバイト先の担当者も、「給与から国民年金保険料を控除することはない。」と証言している。

また、申立人は、「当時は医者にかかっていたので、確かに加入していたと思う。」としているなど、国民年金と国民健康保険を混同していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、未納になっていたことを承知していたが、平成 3 年から 5 年に A 市にいたときに、同市において一括納付したはずであるにもかかわらず、未納のままとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 3 月 3 日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、この時点において、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、B 市（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、「5.12.27D 県 A 市から転入 3.4～5.11 納付」との記載があり、申立人は A 市において平成 3 年 4 月から 5 年 11 月までの国民年金保険料を納付したことが確認できるところ、申立人は、同市における保険料納付は 1 回の一括納付のみと記憶していることから、当該期間の保険料納付を申立期間の保険料納付と混同していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間について納付したと記憶する国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と異なる上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。